

徳島県訓令第二号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者が納入義務者に代わつて歳入を納付する方法による収納

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。